

環境問題と地方自治体



東京大学名誉教授 神野 直彦

1 環境問題への国民の関心

秋雨は小ぬか雨だけれども、降れば長雨になると、相場は決まっていた。ところが、10月という秋の月に、真夏のように、たたきつけるような豪雨に襲われる。それどころか、東京は30度を超える真夏のような暑さなのに、北海道では雪が降っている。

異常気象が急速に深刻化し、このところ秋と春が消え去ってしまったかの如くに感じられる。夏が終わると、すぐに冬の扉が開く。冬が去れば、はや夏が来ぬという具合にである。

国民の誰もが、こうした異常気象に脅え、環境問題に関心をもっているかといえば、そうではない。内閣府がほぼ10年振りに実施し、今年の9月に発表した「地球温暖化に関する世論調査」をみると、信じがたい事実を疑ってしまう。

今回の調査では2016年（平成28年）8月の時点で、地球環境問題に関心があると答えた者は、40.4%である。ところが、ほぼ10年前の今回の調査では、2007年（平成19年）8月の時点で、地球環境問題に関心があると答えた者は、57.6%にも達していたのである。

もちろん、改めていうまでもなく、この10年ほどの間に誰の眼にもさやかに感じられるほどに、異常気象が激化している。それにもかかわらず、国民の地球環境問題への関心は、急速に衰えてしまったのである。

しかも、驚くべき事実は、それにとどまらない。地球環境問題は人間の未来にかかわる問題である。したがって、若い世代ほど強い関心をもつはずである。

ところが、事実はそうではない。18歳から29歳までの世代で、地球環境問題に関心があると答えた者は、19.5%にすぎない。30歳から39歳までの30代では、この割合は28.3%となる。40歳から49歳までの40代では、34.7%となり、50歳から59歳までの50代では、42.6%

に上昇する。60歳から69歳までの60代になると、49.1%になり、70歳以上では49.3%になる。つまり、地球環境問題には高齢になるほど関心が高く、若年層では関心が低いという信じがたい結果となっている。

若年層で地球環境問題に関心が低いのは、自然環境が良好の頃を知らないで、自然環境が悪化しても、さほどの関心は示さないと説明されている。そうだとすれば、自然環境の破壊が進めば進むほど、環境問題への関心が弱まり、地球環境の悪化を喰い止められなくなってしまうことになる。

2 自然には顔がある

しかし、国民の地球環境問題への関心が弱まっているとしても、地球環境問題への取り組みを止めるわけにはいかない。というのは、人類の存続がかかっているからである。しかも、地球環境問題への使命は地方自治体が担っていることを忘れてはならない。

一見すると、地球環境問題とはグローバルな問題であって、ローカルな問題ではないと考えられてしまう。しかし、地球環境問題とは人間と自然との最適な関係を求めて行動しなければ解決できない。ところが、自然は地域ごとに、相違する顔をしている。したがって、人間と自然とのエコロジカルな関係は、地域ごとに相違する自然の顔に合わせて、地域ごとに形成していくしかないのである。

しかも、人間と人間との社会関係は、人間と自然とのコミュニケーションにもとづいて形成されることも忘れてはならない。したがって、地域ごとに相違する自然に合うように、人間の生活様式は形成される。この生活様式は「文化」と呼ばれる。つまり、地域ごとの自然の相違に合わせて、生活様式としての文化が生まれていくのである。

もちろん、人間の生活は人間と人間とのコ

コミュニケーション無しには成り立たない。つまり、人間の生活を営むために、人間と人間との協力組織が生まれる。こうした自然的に発生する人間と人間との協力組織と重ね書きするように、地方自治体が成立することになる。ヨーロッパを旅すれば、教会を中心にして、肌を寄せ合う集落が形成されている。しかも、その生活共同体としての集落を重ね書きするように、地方自治体が存在している。

日本では人間が自然と交流する営みを祭りという。それだからこそ祭りは、自然の顔が相違する地域ごとに催される。祭りは地域住民があらゆる職業の相違を越えて、共同作業で準備する。祭りは政まつりごとに通じる。「政」を司る地方自治体も、自然とのエコロジカルな関係を形成するために、地域住民の協力組織を運営していく。このように考えてくれば、地球環境問題への対応は、地方自治体の根源的なミッションなのである。

3 地方自治体の使命

環境問題への対応が地方自治体の使命だとすれば、環境税も地方税として設定されることになる。環境税を環境政策の財源として考えるのであれば、直接税でも可能である。しかし、財源を調達するだけではなく、環境に悪い物質を抑えることや、環境に悪い行為を抑制するという環境政策目的を加味するのであれば、間接税となる。

間接税の税源配分の原則は、取引段階の上流で課税される租税は国税に、取引段階の下流で課税される租税は地方税にである。消費税つまり付加価値税のように、すべての取引段階で課税する租税は、国税でも地方税でもよいことになる。

もちろん、環境に悪い物質の消費を抑制するのであれば、取引段階の下流で課税して、消費者に消費を抑制する刺激を与えなければならない。それは当然ながら、地方税で設定されることになる。

消費行為税は下流の取引段階よりも、まだ下位にある消費行為そのものに課税をする。そのために地方税に最も適する間接税といってよい。料理飲食税とか、入場税とか、電気ガス税などが、こうした消費行為税となる。

もちろん、環境に悪い行為を抑制するために消費行為税を課税するとそれは地方税となる。

もっとも、下流段階で課税したほうが環境政策目的を達成できるとしても、税務行政上の観点からいえば、上流で課税するほうが望ましい場合もある。二酸化炭素を含有する燃料に課税するには、税務行政上からいえば、製造あるいは輸入という取引段階の上流で課税したほうが望ましい。しかし、環境政策の使命は地方自治体にある。そうだとすれば、このような場合には譲与税として設定すべきだということになる。つまり、中央政府が課税し、地方自治体に税収を配分するのである。

すでに日本の多くの地方自治体が、風力、水力、太陽光、潮力、バイオマスなど再生可能エネルギーに取り組んでいる。しかし、地球環境問題は再生不能資源を保護するという観点から、自然の自己再生力を持続可能にする段階へと突入している。自然が本来、備えていた自己再生力が失われつつあり、水資源や生物資源の問題がクローズアップされている。もちろん、自然の自己再生力を持続可能にするには、地域ごとに顔の相違する自然の自己再生力を持続可能にするしかない。そうなれば、地方自治体の未来への責任は大きくなるばかりなのである。

著者略歴

神野 直彦 (じんの・なおひこ)

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』(岩波書店)、『「希望の島」への改革—分権型社会をつくる—』(NHK出版)、『地域再生の経済学』(中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞)、『財政学』(有斐閣・2003年租税資料館賞受賞)、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』(岩波書店)、『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書)、『「人間国家」への改革』(NHK出版)等がある。